

Chapter

4

エスニシティと人権

人権問題の最前線

—どこから読んでもかまいません—

難民7000万人時代の 人権

桐山 孝信(大阪市立大学法学研究科教授)

7000万人の衝撃

難民問題を世界規模で取り扱っている国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、2018年に紛争や迫害により家を追われた人の数が約7080万人を記録したと伝えました。その内訳は、約2590万人の難民のほか、約350万人の庇護申請者、そして約4130万人の国内避難民である、ということでした。2015年には紛争などで自国を脱出したり、国内で避難したりする人々が6000万人を超え、「第2次世界大戦以来最大の人道的危機」の年だったといわれていましたから、難民をめぐる状況はますます悪化したといえるでしょう。

2010年代の初めから内戦が深刻化したシリアからの難民に加え、2018年には国内避難民が最も多い国は南米のコロンビアで、約780万人にのぼっていると報告されています。コロンビアに加えて、アフガニスタン、南スーダン、ミャンマーそしてソマリアの5か国だけで、世界の難民の3分の1を占めているだけでなく、難民の半分は18歳未満の子どもだと

いうことです。まさに難民受難の時代であり、私たちにとつても衝撃的な数字ではないでしょうか。

制度

ところで、難民とはどのような人を用いのでしょうか。「日常生活が送れなくなりやむを得ず現在の場所から逃れてきた人々」という理解は間違っていないですが、国際社会で考えられているのはもう少し狭いものです。これについては「難民の地位に関する条約(『難民条約』(1954年発効)が「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外に在る者」と定義しています。実際はもっと条件を追加し、難民を狭く定義していましたが、経済的な困難で国外に脱出した人々(経済難民)や、居場所をなくしたが国内の別の場所に逃げた人々(国内避難民といえます)は、定義に入っていないことは確かです。

しかし、現在の国際社会の状況を見た場合に、経済難民をど

のように取り扱うのか、また国内避難民をどのように保護するのか、という問題は避けて通れないほど重要になっています。また、合法であれ、非合法であれ、国境を越えて移動する人々(移民)は後をたちません。国家の側から見れば、それは各国の出入国管理の問題ですが、故郷を離れざるを得ない人々から見れば「人権」問題と言えるでしょう。

現在の国際社会では、「外国人」の入国を認めるかどうかは各国の裁量に任されています。難民については、難民条約に加入している国は受入義務がありますが、難民の認定は各国が行うので、厳しい国とそうでない国がでてきます(日本は難民認定が厳しい国と言われています)。難民と認定されれば、在留許可が認められ、社会保障などは国民と平等の待遇が与えられます。また在留を許可しない場合でも、難民の生命や自由が脅かされるおそれのある国に追放したり送還したりする事は禁止されています(ノン・ルフールマン原則といえます)。

しかし、難民問題を国家だけに任せることはできません。そ

ここで、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が第2次世界大戦後すぐに設置され、活動を行ってきた。当初は難民条約と同じように個人ごとに審査を行うことを考えていたが、大量に発生する難民の保護には対処できないことから、集団的に難民と推定できる人々に対して援助することにしました。また、国内避難民についても、領域国の同意を条件としています。彼らに対する人道的援助や保護を行う権限が認められました。こうしてUNHCRは、条約が認める難民以外のもっと多くの人々を保護の対象にしています。

移民問題に直面する EUと国連

国家という壁にも関わらず、難民保護の体制はなんとか整えられるようになりました。しかし現在、保護する能力を超える数の人々が移動を起す事態になっています。特に、「アラブの春」といわれる民主化運動は、かえって多数の難民・移民を生み出しました。そしてシリア内戦です。多くの人々がEUをめざしたことから、「欧州難民危機」と呼ば

れるような、受入側にも深刻な事態を引き起こしています。2015年以降、120万人以上の難民・移民がEU諸国に押し寄せ、その途中で1万人以上の人々が命を落としています。ドイツはメルケル首相のもと、断固として受け入れる姿勢を示しましたが、多くのEU諸国は国境での制限を導入しました。また、2015年9月には、加盟国で難民受入を分担することが決まりましたが、ハンガリーやポーランドが強く反対しました。折から、イギリスが国民投票でEUからの離脱を決定したことも加わって、EU崩壊の危機とも言われています。

しかし、難民や移民にとって、全く希望がなくなったわけではありません。2016年9月には国連本部に各国首脳が集まり「難民と移民に関する国連サミット」を開催し、「ニューヨーク宣言」を採択しました。この宣言では、難民と移民の人権の保護、彼らの人命を救い、また受入国には支援を行うこと、第三国定住・移住の促進など、世界規模で生じている大規模な人の移動についての責任を共有するという政治的意思が表明されています。もっとも、条約と違ってこの宣言には法的拘束力はあ

日本と難民

りません。しかし国際社会が、このようなメッセージを発することによって、移民などに対する排外主義や不寛容を克服する一歩となるのです。

日本は島国とはいえ、難民問題と無縁であったわけではありません。Refugeeを「難民」ではなく「政治亡命者」と訳すと見えてくるように、ロシア革命後の政治亡命者や、孫文などの中国革命実行者の政治亡命者の受け入れや、映画化もされた「命のビザ」を発行し多数のユダヤ人を救った「杉原千畝」さんの例もあります。

また、1970年代に生じたベトナム、カンボジアの戦災から船で逃れてきたボートピープルの受け入れは現代日本とつながった問題です。日本が難民条約を批准したのは1980年代になってからです。ボートピープル・インドシナ難民については、条約上の難民とは違う形で受け入れ、日本への定住を進めました。その数は約11000人で(1978年から2005年まで)、多いかどうか判断に迷うところですが、条約難民が過去30年間ほどで3万件の難民申請があったに

も関わらず、認定は700件に満たないことを思えば、それなりの努力をしたのかもしれない。

最近の日本は、「グローバル化推進」の大合唱で、「外国人観光客」は大いに歓迎しますが、少子化だと騒ぎながら外国人の大量受入は「問題外」のような論調です。しかし、経済のグローバル化は同時に人権のグローバル化でもあるべきでしょう。1948年に国連が採択した「世界人権宣言」は、「すべての人が迫害からの庇護を他国に求め、他国で享受する権利」(14条)のほか、「自分や家族の健康や福祉のための相当な生活水準を享受する権利」(25条)を認めています。「宣言」は世界が保障すべき人権の基準を示したものです。ここには国の壁はありません。

受入側の事情だけでなく、故郷を離れざるを得なかった人々の立場にも思いを馳せながら、これからの日本はどうあるべきかを考える必要があるでしょう。

元徴用工問題をめぐる 日韓の葛藤

パク イル 一(大阪市立大学経済学研究科教授)

パンドラの箱を開けた 韓国大法院判決

2018年10月、朝鮮半島が日本の植民地支配下にあった戦時中の韓国人元徴用工4人が、かつて働いていた日本企業「新日鉄住金株式会社」を相手に損害賠償を求めた裁判で、韓国の大法院(最高裁)は、新日鉄住金に一人1億ウォン(日本円で約910万円)の支払いを命じる判決を出した。

1991年以降、彼らは日本でも同種の訴訟を起こしてきたが、未払い賃金は時効とみなされ、敗訴が続いた。それでも彼らは諦めずに、韓国でも法廷闘争を続けた。この結果、韓国の大法院は、判決で、戦時中の朝鮮人に対する労務動員は植民地支配と結びついた「反人道的な不法行為」と指摘し、1965年の日韓請求権協定で解決済みとされた事項に、不法行為に対する個人の精神的苦痛に対する慰謝料の請求権は含まれないとする新たな司法判断を下した。

大法院判決は、日韓請求権協定を、日本と韓国との財政的、

民事的債権・債務関係を政治的合意によって解決するためのものであると理解した上で、日本の植民地支配を「不法」ととらえ、原告の元徴用工が植民地支配下の日本企業で強制労働されたことを「反人道的な不法行為」にあたる」と指摘した。この際、原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料は日韓請求権協定の対象外で、被告側の日本企業に賠償を請求できるという内容である。

徴用工問題に対する 日韓の認識の相違

この判決を受け、日本の安倍首相は、徴用工問題は日韓請求権協定で解決済みの問題で、元徴用工の個人賠償請求権は「国際法に照らしてありえない判断」であり、「毅然として対応していく」(2018年10月30日、参議院本会議)と述べた。安倍首相は、昨年(2019年)10月に入って行われた韓国の李洛淵首相との会談でも「大法院判決は国際法に明確に違反している」と指摘し、「韓国がルールを

守るか守らないかの2択で、その間は無い」と韓国に譲らない姿勢を示している(『朝日新聞』2019年10月30日)。

徴用工問題に対する日韓の認識の相違はなぜ生まれたのだろうか。1965年に日韓が合意したのは、1910年の韓国併合条約が「もはや無効」という認識であるが、韓国側からすれば、「もはや無効」とは「植民地支配は1910年から遡って無効」であり、「不法論」を前提にしない日韓請求権協定で支払われた金銭は経済協力にすぎず、「植民地支配の慰謝料請求権は、その不法性を前提にしない請求権協定の枠外にある」というのが、韓国大法院の解釈である。一方、日本政府「植民地支配は不当だが合法だった」という立場をとっており、大法院判決は「『もはや無効』で折り合ったはずの基本条約に反する」という訳である(浅羽祐樹・木村幹「最も近くて遠い国の論理と心理」『中央公論』2019年11月号)。

とはいえ、日本政府の解釈を日本の世論が支持しているわけではない。日本の弁護士280名、学者18名からなる日本の

弁護士有志の会は、「本件の問題（徴用工問題）の本質が人権侵害である以上、なによりも被害者個人の人権が救済されなければならぬ」とし、「本件においては、新日鉄住金が本件判決を受け入れるとともに、自発的に人権侵害の事実と責任を認め、その証として謝罪と賠償を含めて被害者及び社会が受け入れることができるような行動をとること」（「元徴用工の韓国大法院判決に対する弁護士有志声明」（2018年11月5日）を日本企業と日韓両政府に促している。

制裁の連鎖

このように、日本国内の法曹界からは、韓国大法院の判決を厳粛に受け止めようという声も聞かれたが、安倍総理は昨年（2019年）7月3日に行われた日本記者クラブ主催の党首討論会で韓国の元徴用工訴訟に触れ、「1965年に請求権協定でお互いに請求権を放棄した。約束を守らない中では、今までの優遇措置はとれない」（『朝日新聞』2019年7月25日）と語つ

た。そしてその翌日の2019年7月4日、日本政府は「日韓の信頼関係が崩れた」として、韓国に輸出してきた半導体材料の3品目（フッ化ポリイミド、フッ化水素、レジスト）を包括許可の対象から外し、輸出ごとの許可に変更すると韓国政府に通告した。日本政府は、その後、韓国への半導体3品目の輸出規制の強化を「安全保障上の懸念が生じたためで、徴用工問題とは無関係」と説明したが、韓国政府は、3品目の輸出規制措置を徴用工判決に対する報復で、自由貿易の理念に違反する措置として激しく反発した。

ところが、安倍政権の韓国への「報復措置」は、これだけではとどまらなかった。2019年8月2日、日本政府は韓国に対し輸出手続きを簡略化できる「ホワイト」（輸出優遇国）国から除外すると閣議決定した。同年8月12日、韓国は、こうした日本の輸出規制措置に対する対抗策として、輸出管理の優遇対象国から日本を除外すると発表。さらに韓国では、日本製品の不买運動も始まった。

崩壊する日韓の

サプライチェーン

韓国は1965年の日韓基本条約の締結後、日本から円借款や技術導入などの経済支援を受けることで、日本との相互依存関係を構築しながら経済発展を遂げてきた。韓国が経済発展の途上にあつた時期までは、韓国は日本から部品と材料を輸入し、それを組み立て加工した製品を欧米に輸出するというパターンが主だったが、その後、サムスン電子や現代自動車の国際競争力が高まるにつれ、半導体分野や自動車などの分野で相互に部品を輸出入するという相互依存関係が形成されるようになっていった。現在の日韓の貿易構造をみると、鉄鋼や有機化合物、半導体電子部品などの分野で強固なサプライチェーンが築かれてきたことがわかる。

なかでも半導体の分野では、日本が品質の高い材料や装置を韓国に輸出し、韓国がその材料や装置を用いて半導体製品をつくるという相互依存関係が形成されている。それゆえ、半導体の材料になる3品目について、日本政府が韓国への輸出管理を

強化したのは、韓国にとって驚きだった。3品目は韓国では、日本への依存度が高い。半導体基板に塗るレジストは91%、半導体の洗浄に使うフッ化水素は43%、スマートフォン画面に使うフッ化ポリイミドは93%を日本企業に依存している。半導体は世界シェアでサムスン電子が1位、ハイニックスも3位にランキングされているほど、韓国の輸出をけん引するリーディングファクターであるだけに、こうした半導体材料の輸出規制は、韓国経済にかなり痛手であつたといえる。これら3品目については日本政府が契約ごとに輸出の可否を個別に審査していくことになるため、韓国企業は日本からの輸出の手続きが増え、個別審査には3か月ほどかかる。そのため、韓国企業は中国やロシアの企業から3品目の代替品の輸入で賄うと同時に3品目の国産化に乗りだそうとしている。

日本経済にも影を落とす 韓国への輸出規制措置

日本の韓国への輸出管理の厳格化によって、韓国で半導体の

生産が滞れば、テレビやパソコンを製造する日本企業にもマイナスの影響を及ぼすことになる。韓国経済研究院の調査では、日本の輸出管理の厳格化で半導体素材が30%不足した場合、韓国のGDPを2%押し下げるだけでなく、日本のGDPも0.04%押し下げると推計している(『毎日新聞』2019年8月4日)。

日本経済への悪影響は訪日韓国人の減少にも表れている。観光庁は、2019年7月に日本を訪れた韓国人が前年同月比7.6%減少し、昨年7月の60.8万人から56.2万人に減少したと発表した。これをうけて、韓国の航空会社による日韓路線の運航停止が相次いでいる。日韓をつなぐ航路は、定期便の60航路で運休・減便が決定。大韓航空は、釜山と関空、千歳他、仁川と旭川、小松、鹿児島を結ぶ各路線の経路を9月以降に運休し、5路線を減便した。

全措置を強化していくとし、日本産食品について、輸入のたびに放射能物質の精密検査を実施するとした。

解決の道はないのか

韓国大法院が日本企業に賠償を命じてからすでに1年以上が経つが、徴用工問題をめぐる対立は、日本政府が韓国への経済制裁を止めないなら、GSOMIA(軍事情報包括保護協定)を延長しないとという安全保障の分野にも及んでいる。

今年(2020年)1月にも、原告が賠償金の代わりに被告企業の資産を売ることが可能になる見通しで、両政府とも日本企業の資産売却を「レッドライン」とみている。

これまでに大法院判決で敗訴した日本製鉄と三菱重工業は、賠償金の支払いに応じていない。日本政府が、判決は1965年の請求権協定に反するという姿勢を示しているためである。大法院で勝訴が確定した原告は元徴用工ら32人、賠償額は27億ウォン(日本円で約

2億5000万円)である。32人の元徴用工の多くは、被告企業が韓国内にもつ株式などの資産を差し押さえ、裁判所に賠償額相当を売却する「現金化」を申請済みである。大法院の判決後も数十人が追加で提訴しており、今後も同様に原告勝訴の判決が続く可能性がある(『朝日新聞』2019年10月30日)。

韓国政府は、「司法に介入できない」という立場をとりつつも、資産売却を「レッドライン」とみて、解決案を模索してきた。これまでに日本企業と韓国企業が財団に出資し、賠償金相当額を「慰謝料」として財団から原告に支払う「1+1」案や、日本企業が払った賠償金を、韓国政府と韓国企業がつくる基金が補填する「1+1+α」案、さらに日韓企業に加えて両国政府も関与する「2+2」形式の財団案などが検討されてきたが、いずれも日本政府に拒まれ、実現していない(『毎日新聞』2019年10月30日)。

とはいえ、こうした韓国側の提案に対し、個人請求権を認めたいので、日韓両政府と日本企業からなる財団を設立し、日本

企業が賠償金を支払う際は、韓国政府が賠償金と同額だけその企業に免税措置を与え、日本企業に損害がでないようにしたらよいのでは、という斬新なアイデアも日本の識者からも出ている(橋下徹・舛添要一「対決か、協調か」『文藝春秋』2019年11月号)。

世論調査で安倍政権の韓国に対する強硬的な対応を支持する日本国民は6割近くいるようだ(『JNN世論調査』2019年7月)。「経済制裁など力の論理で相手国に自分たちの考え方を押し付けるのは、望ましくない。植民地支配は「不当だが合法だった」(浅羽祐樹・木村幹、前掲対談)と考え、元徴用工に対する謝罪と補償は請求権協定で解決済みと主張し続けることは日本政府の大義かもしれないが、日本の植民地支配によって生じた徴用工問題の被害者はすでに高齢で、その多くはすでに人間として、元徴用工の叫びにどう寄り添っていけばよいのか、両国民の良心が問われている。

フィリピンからの 移住女性

藤本 伸樹((一財)アジア・太平洋人権情報センター)

女性が約7割の 在日フィリピン人

在日フィリピン人

法務省が毎年まとめている在留外国人統計によると、2019年末現在のフィリピン人は総外国人数の10%を占める約28万人で、中国、韓国、ベトナムに次ぎ4番目に多い。在日フィリピン人は長年上位に位置しているが、他の出身国の人たちと異なる特徴がある。それは、男女の比率である。日本全体の在留外国人数は男性が約144万人、女性が約149万人でほぼ同数なのだが、フィリピン人は女性が70%を占める。日本で暮らす190超の国・地域からの人たちのなかで、実際に女性比率が高いのである。

フィリピン人は、第二次世界大戦後の1950年代から60年代にかけて、沖繩をはじめ日本各地の米軍基地で雇用されたり、「フィリピンバンド」と呼ばれる英語の歌に長けたミュージシャンが基地周辺のナイトクラブを起点に日本各地で働くよう

になった。当時は大半が男性であった。

1980年代に入ると、経済大国となった日本にフィリピンをはじめとする発展途上国から働きにくる人たち、とりわけ女性が急増したのである。その女性たちの多くは、ブローカー(斡旋業者)によって、水商売に送り込まれた。しかし、劣悪な労働条件でホステスなどの接客仕事に従事させられたのである。加えて、店の経営者から客との売春やストリップなどを強要されるケースも頻発した。マスメディアは、そうした女性たち

のことを「ジャバゆきさん」と呼ぶようになった。19世紀後半から20世紀初頭にかけて日本が貧しかった頃、女衞(斡旋業者)によってフィリピンを含む東南アジアや東アジアに送られ「娼婦」として働いた日本人女性の「からゆきさん」から由来した呼び名であった。

し、日本に滞在することじたいが適法でないため、ブローカーや雇用者、客などから不当な扱いを受けたとしても、公的な支援を求めることはできず泣き寝入りするほかなかった。NGO(非政府組織)が運営するシェルターに駆け込む女性たちが相次いだ。

フィリピンパブの隆盛と 人身取引

1990年代、「ダンサー」や「歌手」などの「エンターティナー」として「興行」の在留資格で「合法的」に来日するフィリピン人女性が急増した。従来のもっぱら男性からなる「フィリピンバンド」に、女性の「ダンスグループ」がとって代わったのである。フィリピン人女性が働くナイトクラブは「フィリピンパブ」と呼ばれるようになり、都市部だけでなく山や田畑に囲まれた地方でも見かけられるほど全国的に広がり、フィリピン人女性の急増に拍車がかかったのである。2004年にその

ピークを迎え、「興行」での入国が1年間に82,741人（一部は男性）に達した。

しかし、この在留資格「興行」は悪用され続けていたのである。「フィリピンパブ」が林立するにつれ、「エンターティナー」としての仕事は有名無実化の一途をたどった。中小規模のナイトクラブに設けられた小さなステージで、わずかばかり歌ったり踊ったりするだけで、男性客に寄り添い接客する「ホステス」の仕事が常態化していった。低賃金、長時間労働、無休、売上げのノルマと罰金、客との同伴（店外デート）、パスポートの取上げ、そしてさまざまな契約違反などが頻発した。さらに、「ホステス」の業務以外に、売春を強要されるケースも発覚した。

1980年代以降、フィリピンをはじめとする発展途上国からのたくさんの移住女性や、労働搾取や性的搾取を受けている実態に日本政府は対策を講じることなく看過していた。日本政府の長年にわたる不作為に対して国内外から批判が強まっていった。「人身売買大国ニッポン」の姿が、国

際社会で浮き彫りになったのである。

そうした批判を受け、日本政府はようやく2004年12月に「人身取引対策行動計画」を策定したのである。そのなかで、「人身売買の温床」となっている在留資格「興行」の審査の厳格化が対策の目玉に位置付けられたのである。なかでも、「興行」での来日が他国と比べて極端に多いフィリピンからの「エンターティナー」の女性の入国が規制対象となったのだ。その結果、フィリピンからの「興行」の入国者数は、2004年の8万人超から、2005年は47,765人へと急減した。その後も毎年減少し続け、2019年には640人へと萎んでいる。「フィリピンパブ」の大半が閉店に追い込まれて久しい。

介護職に就く

フィリピン人女性

「フィリピンパブ」は、「人身売買の温床」であった一方で、日本人男性客にとつて若いフィリピン人女性との出会いの場でもあった。出会いは国際結婚へと

発展した。「興行」での入国者数が増加するにつれて日比間の婚姻数が全国各地で増えていったのだ。

「興行」の入国審査の厳格化が始まった翌年の2006年には日比国際結婚（夫日本、妻フィリピン）は12,150組と最大件数に達したが、それ以降は減少していった。理由は、出会いの場が極端に狭まったからである。

その結果、新規に入国する若年層の女性たちが激減し、年齢を重ねる女性たちが増えている。国際結婚と並行して離婚件数も増加した。夫と離別して貧困化するシングルマザーとなるフィリピン女性が増えている。特別な資格や技能を持たず、日本語能力も十分ではない中年の外国人女性にとつて、就労できる仕事は限られている。その数少ない選択肢のひとつが、人手不足に陥っている高齢者介護の仕事である。多くのフィリピン女性たちは介護の初任者研修（旧ホームヘルパー）を受講し、介護施設に職を得ている。なくてはならない戦力になりつつある一方、非常勤で低賃金であるなど、労働条件は概してよくない。

い。

日本社会の少子高齢化が深刻化するなか、経済連携協定（EPA）に基づくフィリピンやインドネシア、ベトナムからの介護福祉士の候補者の受け入れが2000年代後半から始まった。また、日本語や介護を学ぶ留学生が増加するともに、2018年には外国人技能実習制度の職種に「介護」が追加され、2019年4月の在留資格「特定技能」の新設で介護労働者の新たな受け入れが始まっている。その過半数を女性が占めている。

コロナ禍

2020年初頭以来、新型コロナウイルス感染症が社会を席巻している。フィリピン人女性は介護職に加えて、ホテルの清掃や歓楽街の飲食店の接客などに就いている。多くの女性たちは補償もないまま休職・失職に追い込まれているという。影響が長期化すれば、とりわけシングルマザーの女性たちがさらに苦境に追い込まれることが懸念される。

医学部看護学科推薦入学試験 願書不受理民族差別事象から学ぶべきこと —在日コリアン看護師の語りより—

ヤン ウジャ
梁 優子(大阪市立大学人権問題研究センター特別研究員)

将来の目標や夢が、不条理な理由によって潰されたり邪魔されたりしたら、あなたはどうか思いますか。ハードルを越える為に地道に努力を積み重ねてきたにもかかわらず、そのハードルをこえる機会さえ奪われてしまったらどう思いますか？挑戦しようと思った大学に提出した入学願書が、合理的な理由もなく返送されてしまったら、あなたはどう思いますか？大阪市立大学に公募推薦入試の出願をしたある朝鮮高級学校生が直面した事象について考えてみてください。

朝鮮高級学校は、学校教育法第一条に記された学校ではなく各種学校ではありますが、当事者による粘り強い運動の結果、多くの大学で高等学校と準ずる扱いとされてきました。また、大阪市立大学は他大学に先駆け一般入試において「高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」とし朝鮮高級学校生の受験資格を認めていました。ところが、2005年医学部看護学科推薦入試において、朝鮮高級学校生Hさんの願書が受理されず、受験から排除されるということがありました。これは朝鮮高級学校生への

民族差別であると感じた人たちは「大阪市大による朝鮮高校生への民族差別を許さない会」を立ち上げ、日本語・英語・朝鮮語による署名活動を展開し、多くの人々の賛同の声を集めました。しかしながら、Hさんは2006年度医学部看護学科推薦入試を受験することはできませんでした。

かたや、大阪弁護士会からも「一般入試」と「推薦入試」に出願資格を異にするべき合理的理由は見出し難い。当該生徒に対する受験を拒否したことは、何ら合理性のない差別取り扱いであり、且つ同人の教育を受ける権利及び人格権を著しく侵害するものであって、重大な人権侵害といわざるをえない。」とした会長声明がだされました。「高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」とした一般入試における精神を踏襲し、Hさんの出願を受理することは、不可能なことではなかったにもかかわらず、推薦入試の受験門戸が開かれたのは翌年度のことでした。それだけに2006年度推薦入試における不受理という判断は、先駆的な大阪市立大学の取り組みが後退

した合理的根拠の乏しい恥ずかしい人権侵害行為であることは明白でした。

願書が受理されなかったHさんは、他大学の看護学部に進路を変更。その後、看護部国家試験に合格し、現在大阪市内の病院に勤務しています。当時の様子や大学生活について、現在看護師として働く思いを語って頂きました。

「願書が受理されなかった時は、日本の学校の同じ年の子たちと同じ内容の勉強をしていたのにただ通っている学校が朝鮮学校というだけで『どうして受験できないのかな？』という憤りがあつたんですけど、他の大学に進んで最終的に看護師になったので、よかったです。いった大学でもいろいろ友達もでき学ぶことができたので、大学がどこであっても自分をもって勉強したら・・・今は、無事看護師になれてほっとしています。

その時(大阪市立大学入学願書提出時)は、頭の中が一杯で願書が受理されなかったことも、つきつめて考えられなかったんですけど、いろんな人が助けて運動してくださって朝鮮学校

の後輩たちにも門戸が開けたことは嬉しかったです。

大学生活は、初めての世界でした。今までは、在日コリアンしかいなくて、みんな自分が在日コリアンだということとがわかっていないじゃないですか。だから、『自分はどういう人で』という説明もいらずに友達関係もできたんですけど。大学生活では、まず名前が違ふことからして、『受け入れてくれるのかな』とか『友達ができるのかな』っていう不安は、すごくありました。名前をいうと『いつ日本にきたの』とか。私の友達のみな『ああ、そうなんや』って受け入れてくれましたけど。授業については、高校の時から塾に通っていて、日本語で学ぶ事や日本の先生から習う事にもそんなに違和感はなかったです。

大学の先生からも『とりあえず3年間は頑張らなさい』といわれて、今まで大学で学んだ看護の知識や技術と、また働いてから専門の知識が必要になってくるので、『最初のうちは頑張らなさい』といかないかな。教育体制のしつかりした病院がいいかな』と、思ってた病院を選びました。

大阪市には多様な国籍を有する方が多く住んでいます。その為、国籍や民族に関係な

く全ての患者を対象として医療を提供するという方針を特に病院は重んじています。医療や看護は、その人が何人であつても、犯罪者であつても、その人が病を患つていたら看護をしないとイケない。偏見の目をもつてしまつたら、その患者さんについていい看護はできません。特にフラットな関係にして一患者としてとらえることが一番大事です。大学のトップの人とか看護学科が、そういう考え（朝鮮高級学校生の入学願書を受理しないことに表れているような看護の世界に不合理な排除をもちこむ考え）で学生たちを育てるのは・・・。教えられる学生は、いい看護師やいい医者になれるのかと思います。病院では、お年めいた母語（朝鮮語）しかわからない人がいて、その方の名前を『どう呼ぶの』と聞かれたこともありました。

在日コリアンでこういう問題（入学願書不受理）があつたり日本人だつたら楽に生活できるのにと思ふけど、朝鮮学校ではあると思うけど、朝鮮学校は言葉と歴史と文化を学んだことは、マイナスイテくプラスです。昔の方が頑張ってくれたおかげで私たちは住みやすくなりました。私が人の為に働いて、在日コリアンとして働く事で多くの日本の方に『在日コリアンって、

こんなんだ』とわかってもらえば、在日コリアンへの偏見がなくなつていく。そういう部分で頑張つていかなきゃ。頑張つたら社会は絶対かわつてくるの。控えめな語り口調の中にも、これまでの経験の糧にして、2年目をむかえる看護師としての自覚と責任が伝わってきました。

1960年代に、在日外国人看護職が任用された先例があり、1986年には「保健婦・助産婦・看護婦の国籍要件について一律に設けることは適当でない」という趣旨の通知が自治省より改めて出されています。その後、朝鮮高級学校卒業生を含め少なくない在日コリアン女性が看護の場で働き日本社会に貢献しています。朝鮮高級学校を卒業し、大学で看護教育や研究に尽力している在日コリアン女性もいます。

現在、朝鮮高級高校が高校無償化措置から除外されていることが社会問題となつています。2018年にだされた国連人種差別撤廃委員会による総括所見は、繰り返し朝鮮学校差別に懸念を表明し、朝鮮学校生を高校就学支援金制度から外さず平等な教育の機会を確保するよう、日本政府に勧告しています。しかしながら、司法は、政治的外交的理由で朝鮮学校を排除する

日本政府の誤った姿勢を糾すとはできていません。冷戦後の東アジアの地政学的な問題、植民地支配の未解決の問題、日朝関係の問題、拉致問題、様々な山積された問題があります。とはいへ、これらの問題が、今、朝鮮高級学校で学んでいる学生的人格権や教育権を奪う正当な理由にはなりません。朝鮮高級学校を高校無償化の対象とさせるために何が求められているでしょうか。教育権を奪われている人たちへの想像力をもち、不公平な社会配分や不十分な社会承認を歴史的に批判的に思考し、言葉にする力を培っていくことではないでしょうか。

人は、誰もが依存的な存在です。誰かの力を借りなくては、人生を全うすることはできません。その誰かが、必ずしも自分と同一の国籍やエスニシティの持ち主とは限らないのです。まして、同一の就学経験を経ているわけではありませぬ。従つて「排除しようとする強者側に立っている自分の目よ、排除されて弱る側の目によつて見詰め直す」そのような双方方向の関係を築く事が私達一人一人に問われています。

これから一緒に考えていきませんか

—在日朝鮮人と人権—

チョン ヨンジン
鄭 榮鎮 (大阪市立大学都市研究プラザ特任講師)

「在日外国人」といえば、どのような人々を思い浮かべますか？

金髪？青い眼？黒い肌？「外国人」といえばたしかにこれらのイメージが浮かぶかもしれませんが。ですが、法務省出入国在留管理庁の「在留外国人統計」をみれば、最多は「中国」で、81万3,675人となっていています（2019年12月末）。日本人と同じアジア系なので、一見する限りではなかなかわからないともいえ、最多が「中国」といってもピンとこないかもしれません。

しかし、「中国」が最多となったのは、2007年の統計からです。それまで最多だった国籍（出身地）は、「韓国・朝鮮」です。でも、「韓国・朝鮮」がもっとも多かったといわれても、これまたピンとこないかもしれません。「韓国・朝鮮」の国籍（出身地）を持つのは、「在日韓国・朝鮮人」、「在日韓国人」、「在日朝鮮人」、「在日コリアン」、「在日」以下、「在日朝鮮人」などといわれ、日本がかつて有していた旧植民地の出身者とその子孫が多

くを占め、そのほとんどは日本生まれであり、かつ、「特別永住」という日本で居住する在留資格（「資格」であり、けっして「権利」ではありません）というものを持つ人たちです。

在日朝鮮人のほとんどは日本で生まれ育っています。日本の公立学校に通った人が多く、日常ではほぼ日本語を使い、「通名」といわれる日本名を使用し、生活しており、日本人とはみわけがつきにくい存在です。日本の法律では、日本で生まれたとしても日本国籍が与えられることはなく、両親とも外国籍ならその子も自動的に外国籍となります。なので、在日朝鮮人の「国籍（出身地）」は「韓国」または「朝鮮」が多くなり、日本人とは違う存在として法的にあつかわれます。一方、親のいずれかが日本国籍を持っていれば、その子も日本国籍を有することとなり、また、「帰化」といわれる日本国籍の取得をした在日朝鮮人も多くいます。これらも含めてカウントすれば、在日朝鮮人は日本における最大の異民族集団だといえます。

そういえば、小中高と通ってきたなかで、クラスや学年に、日本名を使っているけれども、日本人ではなかったという子はいませんでしたか？その子たちがどうして日本名を使っているかを考えたことってありますか？

大阪府八尾市が2010年に実施した「人権についての市民意識調査——韓国・朝鮮籍市民意識調査（八尾市人権文化ふれあい部人権政策課、2010年3月、回答数250）」があります。一例をみましょう。

これでは、「いつも民族名（本名）を名のっている」は8.4%、それに対して「ほとんど日本名（通名）を名のっている」は60.8%となり、在日朝鮮人の日本名使用率が高い傾向がわかります。その理由は「生まれた時から使っているから」が54.6%と高く、「日本名（通名）のほうが便利だから」25.0%、「民族名（本名）だと差別されると思うから」14.5%となります。なお、「生まれた時から使っているから」は「50歳代」より若い年齢層に高くなる傾向にあり、「民族名

(本名)だと差別されると思うから、「日本名(通名)のほうが便利だから」はその逆に「60歳代」より高い年齢層に高くなる傾向がみられます。

こう考えることはできないでしょうか。実際に差別経験のある60歳代以降の在日朝鮮人たちが、その経験を子どもたちにもあわせたくないという思いから子どもに日本名をつけたことで、日本名(通名)を「生まれた時から使っている」という状況が生まれた。つまり、在日が日本名を使っているのは、差別から逃れるための選択だったといえるのです。

この調査では、学校、住宅購入や賃貸住宅入居、就職時、恋愛・結婚などでの被差別経験をたずねており、いずれの回答においても、「40歳代」以上の被差別経験が高くなる傾向と、若年層では比較的低下する傾向がみられます。このような年齢層により回答が異なるのは、1970年代以降の在日朝鮮人と日本人による市民運動による成果が一因だと考えられます。1970年代以降に活発化した市民運動

により、在日朝鮮人差別の多くが撤廃されるような社会的変革がなされたことで、運動以降に出生した若年層の被差別経験が比較的低下しているといえるのです。

たとえば、公営住宅は、今から40年以上も前では外国籍の人間が住めないのが当然でした。そして、企業への就職。日本の企業に在日朝鮮人が就職できるのはきわめて希なことでした。在日朝鮮人が日本の大手企業から内定を得たにもかかわらず、外国籍だとして内定を取り消された事例がありました。これに對して、おかしいと裁判に訴えた例が1970年代にあり、結果、訴えた在日朝鮮人の勝訴となりました。これを一つの契機として、在日朝鮮人が日本社会との差別に對して否の声を上げ、自らが生きていく権利を日本人とともに社会に訴えはじめたのです。

もう一例として、地方公務員への就任、公立学校教員もありません。今では大阪市大にも外国籍の教員がいますが、かつては外国籍の人間がなれないのが当然でした。しかし、在日朝鮮人と日本人との運動により、幾多

の困難を乗り越えていずれも改善されてきたという経過があります(地方公務員と公立学校の教員については、いまだ一部において制限があります)。

このような在日朝鮮人が生きていくうえでの権利は、自動的に与えられたものではけつてありません。在日朝鮮人の訴えを真摯に受け止めた日本人と日本社会がこれらを差別だと認め、変革したからこそ、在日朝鮮人はこれらの権利を得て、さらには、社会の差別が減少していったといえます。制度的な差別が撤廃されることで、制度以外の社会的差別が一つずつ、緩やかな歩みとはいえ減少し、在日朝鮮人への差別は許されないと、社会的同意が形成されてきたともいえます。

と、ここまではいささか樂觀的に書き綴ってきましたが、はたして、差別は本当に減少したと断言できるでしょうか。昨今のヘイトスピーチをみれば、けつてそうとはいえない状況があるのは明らかです。しかし、一方では、それらに對峙する「カウンター行動」があらわれたように、差別を否定する動きがみられることも周知のとおりで

す。さらには、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が2016年に成立施行されています(理念法であり、不十分なものではありませんが)。制度的差別が減少し、同様に在日朝鮮人に対する差別は許されないと、社会的同意がきつ々つあると思われる一方では、ヘイトスピーチなどのみえやすい在日朝鮮人差別があらわれてもいるのが、哀しいかな現実です。差別が減少したというよりは、差別があらわれ方、差別の質が変化したと捉えるべきかもしれません。

このような現状を私たちはどう考えるべきでしょうか。答えは簡単にみつかれるものではありません。しかし、在日朝鮮人の人権問題は在日朝鮮人のみによつて解決したのではけつてなく、日本人の力を抜きにしてはありえません。つまりは——この拙文を読んでいるのは日本人のみとは限りませんが、きつと多くは日本人だと思います——あなたたちの力も必要なのです。誰もが住みやすい社会を創っていくために、これから一緒に考えていきませんか。

オリンピック開催の裏側で —日本を支える外国人技能実習生—

川越 道子(広島国際学院大学准教授)

Tくんからのメッセージ
「お姉さんは、僕がこの国に来てはじめて親切にしてくれた人です」。2018年7月、このメッセージが私のSNSに届きました。2018年の始めに「技能実習生」としてベトナムから来日したTくんからのメッセージです。来日後、Tくんは関東にある鉄筋工事の会社で働いていました。

「技能実習生」って何だろう？なぜベトナム人が日本の鉄筋工事会社で働いているの？そう不思議に思った人がいるかもしれません。むしろ「技能実習生」のことをよく知っていると、人のほうが少ないことでしょう。

ただ、今日、あなたが立ち寄ったコンビニや牛丼チェーン店で、アルバイトをしている外国人留学生を見かけませんでしたか？朝、あなたが通学するとき、自転車で工場へ働きに行く外国人の若者たちとすれ違いませんか？少し意識してみると、スーツケースを押して歩く外国人観光客ではなく、作業服や制服を着て黙々と働いている外国人とどこかで出会っていることに気づくはず。今

や日本社会は、こうした外国人たちの労働なしには成り立たなくなっているのですから。

外国人技能実習制度とは？

技能実習生に触れる前に日本の外国人労働者政策について少し説明をしましょう。細々とした違いはありますが、外国で働く場合、通常、その国での就労資格が必要になります。外国人が日本で働く場合も、就労が認められるに留資格が必要です。これまで日本で就労が認められるに留資格は、専門職や技術職に就く人を受け入れるものが主でした。いわゆる単純労働に就く人を受け入れるに留資格はなく、建前では単純労働者を受け入れてきませんでした。なぜ「建前」というかといいますと、実際には本来就労を目的として入国したのではない外国人―留学生や定住者として受け入れられる日系人、そして研修・技能実習生―が単純労働に従事してきたからです。

技能実習生は、「外国人技能実習制度」という制度に基づいて来日します。本来この制度

は、発展途上国の若者が働きながら日本の技術を学ぶという国際貢献を目的にしたものです。しかし、現在、この制度は単純労働に従事する外国からの労働力を確保するために利用されています。なぜなら今の日本で大きく不足しているのは単純労働に従事する人材だからです。2017年末現在、ベトナム、中国、フィリピンなどのアジアの国から27万人以上の技能実習生が日本の製造業、農業、漁業、建設業、縫製業など、さまざまな労働現場を支えています。特に数年前からは、東京オリンピック開催準備に伴う建設需要によって、建設分野の技能実習生が大量に受け入れられました。Tくんが関東の鉄筋工事会社で働く背景には、こうした事情があったのです。

率直に言って、この外国人技能実習制度は非常に評判が悪いです。制度上、技術を学ぶことが目的のため、技能実習生には転職の自由がなく、職場が変わることも大変難しいです。どんなに酷い環境でも技能実習生が逃げられないのをいいことに、悪質な会社では不正行為や実習生への人権侵害が横行して

います。長時間労働、賃金や残業代の不払い、劣悪な住環境、会社の都合による強制帰国、旅券や通帳、携帯電話の取り上げ、職場での暴言や暴力、セクシャルハラスメントなど、問題を挙げればきりがありません。

また、ほとんどの技能実習生が、来日前に渡航手続き費用や日本語学習費用として約60万から100万円以上の手数料を本国の送り出し機関に払っています。働く前から多額の借金を背負わされているので、会社や仕事が多量に辛くて簡単に帰国できないのです。

ベトナム人技能実習生からの相談

こうした状況にたいして何かできないかと考えた私は、ベトナム語を学んでいたことから、ベトナム人技能実習生に向けたベトナム語の情報ウェブサイトを開設しました。そのウェブサイトでささやかに実習生に情報を提供していたところ、時々、SNSを通して相談が届くようになりました。Tくんも連絡してきた一人です。2018年5月に

届いたTくんの相談とは次のようなものでした。

「日本人はなぜ僕のことを名前前で呼ばないのですか？毎日「バカ」と呼ばれます。日本語がわからないと叩かれたり蹴られたりします。何か間違えるぞ」「ベトナムに帰国させるぞ」と怒鳴られます。会社に行くのが怖くてたまりません。どうしたらいいかわかりません。」

話を聞いた後、関東にある外国人支援団体に相談したところ、暴言や暴力の証拠を残すために録音や写真を撮っておくようにと助言をもらいました。労働組合も紹介してもらったのですが、あいにく労働組合の担当者も忙しく、7月にならないと面談に応じられないとのこと。Tくんの訴えは毎日のように続きました。話を聞き、面談の日が来るまで少しでも暴言を録音するよう励ましました。ですが、精神的に追い詰められたTくんは、7月になる直前に会社から失踪しました。

失踪後の生活も不安定です。会社から失踪すると技能実習生は「不法滞在者」となり、警察や入管に見つかると帰国を強いられます。「不法滞在」の状態では別の仕事が見つかるかどうかもわかりません。たとえ仕事が見

つかったとしても、失踪前より過酷な労働環境で働かされるかもしれません。労働組合を介して一度会社と話をしてはどうかとその後も説得しましたが、Tくんは「絶対会社に戻らない」と頑なに拒否。そして、何度かやり取りを繰り返した後、冒頭の言葉ではじまる次のメッセージが届きました。「お姉さんの時間を無駄にしてしまいごめんなこと本当に感謝しています。でも今、僕がすべきことは、借金を返して母と妻、2人の子供を養っていくこと。もう待てないのです。どうか僕のことですまないでください」。これを最後にTくんと連絡が取れなくなりました。

オリンピック開催の裏側で

「おもてなし」という言葉を掲げて開催されるオリンピックの裏側で、競技会場や道路交通網を建設、整備するために過酷な労働現場で働かされている技能実習生がたくさんいます。「こんな仕事とわかっていたら、絶対日本に来なかつた」「もう二度と日本に来ない」といつて帰国した技能実習生もいます。日本は

いったい誰をもてなそうとしているのでしょうか。

技能実習生や外国人労働者の問題は私には関係ないと思う人もいるかもしれませんが、しかし、私たちが近頃社会問題化しているブラック企業やブラックバイトのことが不安なはず。Tくんが受けたような「いじめ」の標的になることをいつも恐れていたはず。こうした問題が生じる社会に、私たちは本当に安心して暮らすことができるのでしょうか。

高齢化と人口減少による日本における労働力不足は、私たちが考える以上に深刻です。2018年11月現在、日本政府は単純労働に従事する外国労働者を受け入れるための在留資格を次々に新設しています。望もくと望むまいと、これから私たちは外国からの労働者とともに働き、ともに暮らしていくのです。誰もが安心して生きられる社会を築くために、私たちはつねに現実を見つめ、思考し続けなくてはならないのです。もう見て見ぬふりはできません。日本の在り方が真に問われるのは、オリンピックのお祭り気分が過ぎ去ったその後です。

ふたつの日本：「移民国家」の 建前と現実

望月優太
講談社現代新書 2019年

日本に確かに存在する「移民」という現実とどう向きあうか。急速なスピードで進む少子高齢化の背後で、日本で働く外国人は増加の一步をたどっている。「移民」受け入れを否定する日本が彼らを受け入れる日はくるのか。日本政府の外国人労働者受け入れ政策に一石を投じた問題作。



在日朝鮮人：歴史と現在

文京洙・水野直樹
岩波新書 2015年

戦前・戦中・戦後の日韓関係を考える上で重要な問題の一つに在日朝鮮人問題がある。在日朝鮮人については、多数の書籍が出版されているが、本書は、日本における朝鮮半島研究の第一人者ともいえる日韓の二人の研究者が、在日朝鮮人の歴史と現状について、わかりやすく、コンパクトに整理した入門書である。巻末の参考文献一覧も、在日朝鮮人研究に役立つ。



在日外国人問題を理解するための読書案内

朴 一(大阪市立大学経済学研究科教授)

近年、日本への外国人労働者の増加にともなって、在日外国人について書かれた本の出版が相次いでいる。こうした傾向は、長らく単一民族思想に囚われてきた日本人が、21世紀を境に外国人とどう向き合っていくのか、真剣に考えはじめた証拠かもしれない。だが彼らニュー・カマー(新渡日の外国人)の処遇を考えるにあたっては、すでに100年に渡る在日歴を有する、オールド・カマーとしての在日コリアンの問題を考慮に入れる必要がある。ここでは、在日コリアンをめぐる諸問題を中心に、在日外国人について書かれた5冊の名著を紹介してみたい。

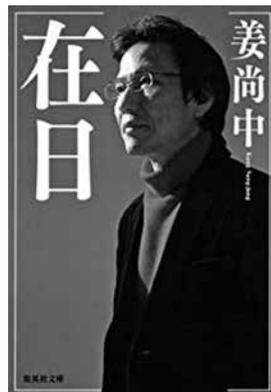


在日

姜尚中

集英社文庫 2008年

「サンデーモーニング」(TBSテレビ)や「朝まで生テレビ」(テレビ朝日)などテレビで大活躍の姜尚中教授の自伝。熊本の韓国・朝鮮人集落に在日韓国人2世として生まれ、早稲田大学に進学し、仲間との出会いの中で民族に目覚め、永野鉄男という日本名を捨て、姜尚中という韓国名を名乗ることを決意。ドイツに留学後は指紋押捺反対運動に参加。在日韓国人として初めて東大教授に就任。在日2世としての過酷な歴史を背負って生きてきた彼の半生は、一見、サクセスストーリーのようにも読めるが、日韓、日朝の狭間で生きる越境人の苦悩も読み取れる。



在日一世の記憶

小熊英二・姜尚中編

集英社新書 2008年

戦前・戦後を生き抜いた在日コリアン一世52人の語りによるライフ・ヒストリーの証言集。在日外国人を対象にしたインタビュー調査を私もよく実施するが、さまざまな分野で成功を収めた在日コリアン一世の闘いの記録は、彼らが生きた日本の「内なる国際化」の歩みの歴史でもある。



あんぽん：孫正義伝

佐野真一

小学館 2012年

日本的経営に大きな変革をもたらした起業家・孫正義のライフ・ヒストリー。表題の「あんぽん」は、「あんぽんたん」から由来しているが、在日韓国人として生まれた孫正義が幼少期に使用していた日本名「安本」を日本人の友人たちが揶揄してつけたニックネーム。「あんぽん」という蔑称のタイトルから逆に、差別と迫害を乗り越え、日本を代表する起業家にのし上がった孫正義への敬意が感じられる。



コラム

「管理」は「多文化共生」 に名を変えて

チョン ヨンヂン
鄭 榮鎮 (大阪市立大学都市研究プラザ 特任講師)

近年、「多文化共生」ということが飛び交っています。しかし、日本における「多文化共生」とは、「外国人」を選択、利用、管理することの別名だと思われるをえないことがあります。

2012年、これまでの「出入国管理及び難民認定法（入管法）」にかわり、外国人に対する「新たな在留管理制度」が導入されました。これにより外国人は、1）在日朝鮮人などの「特別永住者」、2）「定住者」、日本人の配偶者等」などの在留資格を有する「中长期在留者」、3）「在留資格を有しない人」、国の言葉を借りれば「不法滞在者」の3カテゴリーに分類されました（旅行などの短期滞在は3カテゴリーに含まれず）。そして、1）「特別永住者」と2）「中长期滞在者」にはそれぞれの「証明書」の発行と住民基本台帳への登録、住民票が発行されるようになります。

一方、それにかわり、市町村で発行手続きが行われ、すべての外国人が保有していた「外国人登録証（外登証）」が廃止されました。「外登証」はいわゆる「不法」滞在者でも取得可能でし

たが、「新たな在留管理制度」ではそれにかわるものは交付されず、住民基本台帳にも登録されません。

さて、「不法」といえば重大犯罪に荷担しているように聞こえるでしょう。しかし、「不法」とされるのは「入管法」などにもとづかないからです。まじめに地域で暮らしている人が大多数で、しかも、「不法」だからと免税されることはなく、住民税等の納税などもはたしています。にもかかわらず、国がいう「不法」の定義により地域社会から排除され、「住民」とはみなされなくなっているのです。

また、「適法」な外国人であっても、これまで自治体が管理していた住所などの情報を国が一元的に管理し、さらには、住所変更、転職、転校などの情報を国に届け出ない場合は罰則が科せられます（「特別永住者」は一部異なる）。国はこれらの情報を継続的に点検し、外国人の在留資格を取り消すこともありま

減」に抵抗する組織維持だと感じてしまうのですが。

さておき、「特別永住」資格者は「特別永住者証明書」が交付され、常時携帯義務はないものの、揭示する義務があります。入国管理局の職員などが提示を求めた場合には、保管場所に同行されてまで提示しなければなりません。

この数例からも、外国人に対する管理強化がこの制度の目的だと理解できます。「外国人」の命と暮らしに直結する「法」だとしても、その「法」は「外国人」の生活の実態を知らない人たちによって作られ、「外国人」は関与できません。「ムチ」だけやったら文句ばかり言われるから、「アメ」もつけたらましやろ。」そんな会話があったかどうかは知りませんが、もしかしてあったかも、と感じてしまうのです。

さて、このようなきびしい外国人の「管理」と「多文化共生」は、はたして両立するのでしょうか。「多文化共生」といわれるその裏側にはこのような現実があることもぜひ知っておいてほしいと思います。